○農林水産省告示第二千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　石川県白山市中宮ヰ二の九、二の一〇、二の一二、二の甲二の一五から二の甲二の一七まで、二の甲二の一九、三の一七、三の一九、三の甲二の一一、三の甲一七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　石川県白山市曽谷町ツ三七・三八・四〇の二・四一・四二・五二の三・五二の四（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、三五、三六、子一・二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二の二から二の四まで、三の一、三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県庁及び白山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　保安林の所在場所　高知県土佐清水市鍵掛字南平山二二二のヌの三、二二二のヌの四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、夕張郡栗山町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、立木の伐採を禁止する。

北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

間及び樹種　次のとおりとする。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、夕張郡栗山町（次の図に示す部分に限る。）

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、夕張郡栗山町・北竜町・中川郡本別町・十勝郡浦幌町（以上四町について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、栗山町・北竜町・本別町・浦幌町（以上四町について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道雨竜郡北竜町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、北竜町（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　北海道上川郡東神楽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、東神楽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び東神楽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

平成九年九月五日農林水産省告示第千四百三号（二に係るものに限る。）

二　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。）